

## 外国法紹介

### 「L-1」社内転勤者ビザの詳細

米国にある支店などへ従業員を派遣したいと考えている日本企業は、L-1 ビザとその米国政府による審査プロセスを理解する必要があります。本記事では、L-1 ビザの申請資格、ビザの有効期間、その他の詳細について解説します。

#### 申請資格

L-1 ビザは L-1A と L-1B の 2 種類に分類されます。L-1A は企業の経営幹部・管理職向け、L-1B は企業の独自のツール・ソフトウェア・プロジェクトに関する希少または高度な知識を有する「専門知識労働者」向けです。L-1B は、米国従業員が持っていない技能や知識を有する従業員を対象とするものです。

#### 「適格な関係」

全ての L-1 ビザにおいて、日本企業と米国企業との間に「適格な関係」が存在することが必須です。この関係とは、両社が親会社、子会社、関連会社、支店、または 50/50 の合弁事業体であることを意味します。米国政府は様々な企業関係を理解する能力に長けているため、企業はこの関係を示す関連情報を全て提出する準備が必要です。さらに、L-1 従業員の米国滞在期間中、両企業は継続的に協力関係を保たなければなりません。

#### 事前雇用要件

L-1 ビザ申請者は、米国への転勤前 3 年間のうち、少なくとも 1 年間日本側の企業に雇用されていたことが要件となります。これは、申請時点で日本側の企業に雇用されていなくても申請可能であることを意味します。休職中である場合や、米国拠点の支店で再雇用される場合でも、ビザの資格を満たすことができます。

#### L-1 ビザ保持者の滞在期間と家族

では L-1 ビザはどのくらいの期間有効なのでしょうか。L-1A ビザ保持者は最長 7 年間、L-1B ビザ保持者は最長 5 年間滞在できます。さらに、これらのビザ保持者の配偶者は、就労制限のない就労許可を申請できます。

## 弁護士法人三宅法律事務所について

三宅法律事務所は、日本の法律事務所です。日本企業の海外との取引や海外進出について、海外の法律事務所とも連携しながらサポートしています。海外に関連してご相談がありましたら、遠慮なくご連絡ください。

以上

### 【注意事項】

- ・本書は情報提供のみを目的としており、法的助言を構成するものではなく、また法的助言として依拠しないようにお願いします。
- ・弊所の弁護士は、原則として日本法弁護士です。本書は、一般的な情報提供を目的としています。現地法については、現地法の弁護士にご確認ください。
- ・本書の内容は公表時点で有効な法令に基づいています。法改正等により内容が変更される可能性がありますので、最新の情報をご確認ください。

---

## 連絡先

### クロスボーダーチーム

チームへメールする

メールアドレス:[cross-border@miyake.gr.jp](mailto:cross-border@miyake.gr.jp)

他の記事は[こちら](#)

#### 福田泰親

クロスボーダーチームリーダー

パートナー

プロフィールは[こちら](#)

#### 楠部幸路

クロスボーダーチーム共同リーダー

パートナー

プロフィールは[こちら](#)

#### 鍼田ニコラス

外国弁護士(外国法事務弁護士未登録)

プロフィールは[こちら](#)

#### 水関莉子

アソシエイト

プロフィールは[こちら](#)

#### 三井彩加

アソシエイト

プロフィールは[こちら](#)

---

## 弁護士法人三宅法律事務所

<https://www.miyake.gr.jp/>

大阪事務所 : 〒541-0042 大阪市中央区今橋 3 丁目 3 番 13 号 ニッセイ淀屋橋イースト 16 階

東京事務所 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1 丁目 7 番 1 号 有楽町電気ビルディング北館 9 階